

中川事務所新聞

第 1 1 1 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【円滑化法、今月で終了】

円滑化法によって返済猶予を受けている企業は、現在30～40万社といわれています。今月末の期限切れに伴い、関係各所からの発表は概ね以下のとおりです。

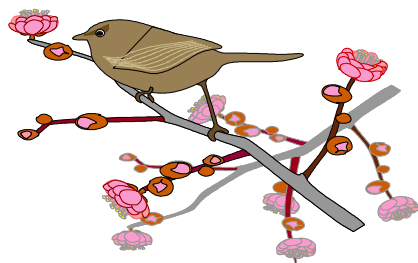
政府：

経営改善計画の策定支援

再生支援協議会を強化

地域経済活性化支援機構

一般的な中小企業に関係があるのはのみですが、国の支援を受けられるのは全体の1割以下の企業です。経営改善計画の



策定は大変重要なポイントになるので、周りの専門家を活用した自助努力が必要です。

金融庁、金融機関：

貸付条件の変更に当たっては、借り手の立場に立って十分な時間をかけて実行支援する（24年11月15日申合せ）。

現場の空気：

私が各金融機関から聞き取ったところ、これまでと大きく変わることはないようです。ただし、油断は禁物で、いい加減な対応をしていると円滑化法の終了を盾に厳しい対応を迫られることもあり得ます。

【でんさいネット、運用開始】

手形・振込に代わる新たな決

済手段がスタートしました。印紙代・保管費用などのコスト削減や利便性向上、また、新たな資金調達手段として大いにそのメリットが期待できます。慣れるまではその仕組みを複雑に感じますが、早めに対応しておいて損はないと思われます。

【3月の事務予定】

- ・3月決算法人期末実地棚卸
- ・12月決算建設業決算変更届
- ・1月決算法人確定申告&納税
- ・7月決算法人中間申告&納税
- ・個人の確定申告
- ・ひな祭り、ホワイトデー



知ってお得！？会計雑学

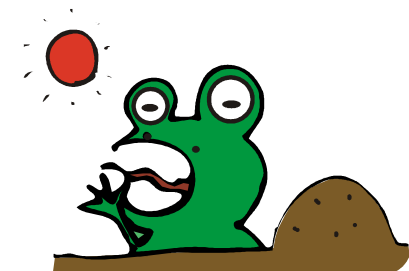
Q．中小企業会計要領って何ですか？

A．中小企業庁・金融庁のもとに関係者が集まって決められた中小企業の実態に即した新たな会計ルールです。「実態に即した」というところがミソで、大企業の会計ルールとは大幅に違います。

中小企業においては税務申告のために会計があると思われがちですが、本来は会社法という法律に基づいて行われるものであり、税務申告に限られず目的は多岐に渡ります。文字通り会社の実態に応じて会社経営に役立つ形で会計は行われるべきでしょう。

なお、この会計要領に則っ

て会計を実施している場合、保証協会の保証料の割引を受けられる制度も改正されて再スタートしました。

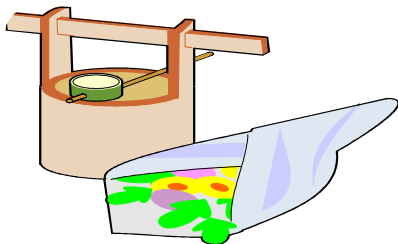


経営談義

【円安のメリット、デメリット】

アベノミクスの影響からか一時期より円安になってきました。早くもマスコミはそのデメリットを色々強調しています。円高のときもそうでしたが、とにかくマスコミというものは悪い部分だけを強調して世間を煽るものです。

円安になるとガソリンに代表されるように輸入物価が上がります。これは紛れもなくデメリットです。燃料費の高騰は他のもの（例えば電気代）にも波及して物価を押し上げ



るでしょう。これもデメリットです。

一方、例えば農業について考えてみましょう。非常に大まかな計算ですが、国産のキャベツが300円、外国産のキャベツが250円だとします。仮に円が80円から100円まで25%安くなったとすると、外国産のキャベツは312円になります。国産の野菜のほうが安くなれば、ほとんどの人は安全・安心な国産を買うのではないのでしょうか。

農業には我々の税金から常に補助金が投入されています。円安になると、農家は労せずして価格競争力を取り戻すことができます。もちろん補助金も不要です。実際には新たな障害が発生して、机上の計

算通りにはならないでしょうが、少なくともデメリットになることはありません。

ここ最近のように経済環境が激変すると、得体の知れない恐怖感に襲われたりしますが、変化の中にチャンスはあります。特に中小企業の場合は、その変化を敏感に感じ取って、俊敏に動かなければなりません。くれぐれもマスコミに踊らされてオロオロすることのないように、冷静に状況を見極めましょう。



長女の大学受験が終わりました。ただ今最終結果待ちです。教育にはお金がかかるものだと、骨の髄まで思い知らされました。せめて受験関係の費用だけでも経費で落とせれば少しは助かるのですが…。

姫路バイパスで後続車三台に追突される事故に遭いました。私以外は全員救急車で運ばれ、車も大破しましたが、私だけは体も車も軽症で済みました。大破した車は全て軽自動車だったところを見ると、車格の違いが運命を分けたように思います。みなさんも最低限車間距離の確保だけでも十分注意しましょう。

あとがき

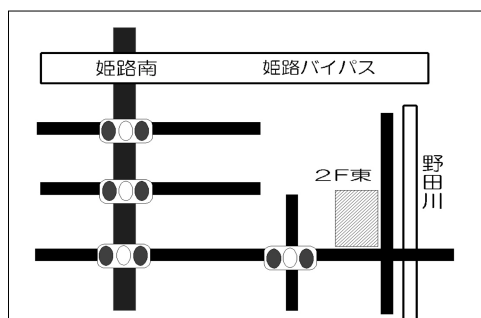
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp